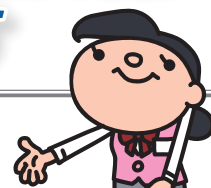


令和元年度の村民税・県民税(個人住民税) 税額決定通知書を郵送します



村では、6月12日(水)から令和元年度の「村民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」を郵送します。毎年通知書を受け取っている方で、6月21日(金)までに通知書が届かない場合は、お問い合わせください。なお、給与所得者で、村民税・県民税が給与から天引きになっている方には、事業所を通じて特別徴収税額の決定通知書(緑色・圧着式)を配布しています。

【問い合わせ】税務課(☎282-1711) ▽課税に関すること…住民税担当(内線1117～1119) ▽納付・口座振替に関すること…収納管理室(内線1114～1116)

税額決定通知書を受け取ったら、内容を必ず確認してください!

申告漏れや誤りなどにより、税額が正しく計算されていない場合があります。ご自身の課税内容を必ず確認し、誤っている可能性がある場合には、税務課住民税担当へお問い合わせください。

●「村民税・県民税(個人住民税)」って?

「村民税・県民税(個人住民税)」は、前年中に所得があった方に対して課税される税金で、その年の1月1日に住民登録をしていた市町村で課税されます。村民税・県民税の年税額は、一律に課される「均等割」と、前年中の所得や控除に応じて計算される「所得割」の、合計額です(右表参照)。村民税・県民税は、前年の1月から12月まで(1年間)の所得を基準として課税額を算定するため、今年の所得がない場合でも、前年中に所得があれば課税されます。

	均等割	所得割
村民税	3,500円 (内復興財源500円)	10% (村民税分6%、 県民税分4%)
県民税	2,500円 (内復興財源500円、 森林湖沼環境税1,000円)	

●令和元年度から、配偶者控除・配偶者特別控除の額が変わります!

令和元年度(平成30年分)課税分から、配偶者控除・配偶者特別控除の額が次のとおり変更となりました。▽納税義務者本人の所得が1,000万円を超える場合、同一生計配偶者の扱いとなり、配偶者控除額は0円です。▽配偶者特別控除の範囲が広がりました(下表参照)。

		納税者本人の所得		
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者の所得金額(かっこ内は給与収入に換算した金額)		控除額		
配偶者控除	38万円以下(103万円以下)	33万円	22万円	11万円
	昭和24年1月1日以前生まれの老人配偶者の場合	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下(103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下(155万円超 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下(160万円超 166.8万円以下)	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下(166.8万円超 175.2万円以下)	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下(175.2万円超 183.2万円以下)	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下(183.2万円超 190.4万円以下)	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下(190.4万円超 197.2万円以下)	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下(197.2万円超 201.6万円以下)	3万円	2万円	1万円	

●納税は、「便利・安心・確実」な口座振替をお勧めします!

口座振替を希望する方は、次の必要書類等をお持ちの上、手続きをお願いします。

▼金融機関窓口での申し込み…通帳またはキャッシュカード、金融機関の届け出印、納税通知書

▼税務課(役場行政棟1階)での申し込み…キャッシュカード(要暗証番号入力)、来庁者の本人確認書類

第1期分からの口座振替を希望する方は、6月20日(木)までに税務課で手続きをお願いします。※クレジットカードでの納付はできませんので、ご注意ください。

役場でキャッシュカードによる申し込みができます!